

第14回軽米町議会定例会

平成29年 3月 3日(金)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

13番 山本 幸男 君

4番 川原木 芳蔵 君

12番 古舘 機智男 君

11番 細谷地 多門 君

○出席議員（14名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君	14 番	松 浦 求 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	藤 川 敏 彦 君
教 育	長	菅 波 俊 美 君
総 務 課	長	日 山 充 君
税 務 会 計 課	長	山 田 元 君
町 民 生 活 課	長	中 野 武 美 君
健 康 福 祉 課	長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課	長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課	長	新 井 田 一 徳 君
農 業 委 員 会 会 長		西 館 徳 松 君
監 査 委 員		瀧 澤 英 敬 君
教 育 次 長		佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		日 山 充 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長		川 原 木 純 二 君
水 道 事 業 所 長		新 井 田 一 徳 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長		平 俊 彦 君
総 務 課 担 当 主 幹		吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹		戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹		福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹		坂 下 浩 志 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹		小 林 浩 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
- 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
- 本日の一般質問は、通告順によって、13番、山本幸男君、4番、川原木芳蔵君、12番、古舘機智男君、11番、細谷地多門君の4人とします。
- これで諸般の報告を終わります。
-

◎一般質問

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。
- 日程第1、一般質問を行います。
- 質問通告に基づき、順番に発言を許します。
-

◇13番 山本幸男議員

- 議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

- 13番（山本幸男君） 議長の許可を得ましたので、通告しておりました2点につきまして順次質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ちょっと歯のほうのぐあい之余りかみ合っておりませんので、質問の中でちょっとわからない部分については、また私のほうにどういう意味だかというようなことで質問してもらって結構でございますので、よろしくお願い申し上げます。

今定例会の一般質問の方の人数は、きのう5名、本日4名と、合わせて9名でございます。9名という数字は、長く議員やっておりますが、記録でないのかなど、そう思っております。質問する人、答える人、大変だと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問の第1点は、交流駅の計画についてという通告をしていたしました。このことにつきましては、一般質問の通告の期限は2月20日でありまして、私は2月20日にこの質問通告をいたしました。その後2月24日に全員協議会で交流駅の関係につ

いての説明がありました。それから、2月28日には議会が招集されまして、当局から即決願いたいという一言を加えて上程されたという経過でございます。従来であれば、28日の招集日には、委員会が開催されたわけでございますので、委員会に付託になる。その前に前段で一般質問が行われて、私も例えば質問する、その後かみ合わない部分とか、さらに聞きたい部分については、委員会で審議してさまざま議論を交わしていくというのが通例でございますが、今回は即決という形になったことは、私は大変と残念だなど思っているところであります。中身につきましては、きのうの一般質問で同僚議員2名が交流駅の関係についても質問いたしましたし、28日の本会議の中でも議論が交わされたところでありますので、大分重複している分がありまして、実はもう決定していることでございますので、質問にも力が入らないというのが現状でございます。それでも通告しておりましたので、繰り返しになると思いますが、2点ほど質問したいと思っております。

今回の交流駅構想について、場所等が変更になった理由も当局から説明がありましたが、改めて説明願いたい。あわせて係争中の土地が含まれていたために変更したというような説明もございましたが、この係争中というのは、どういう意味なのか中身について説明願いたい。

また、対象地10筆のうちの1つなわけでございますが、そのほか9筆の関係については、どの段階まで進んで、その後所有者への対応といたしますか、おわびといたしますか、そういうのはどのように処理されたのかあわせて変更となった理由をお願い申し上げたいと思っております。

それから、計画される施設、目的の変更はないか。また、2番目として、今度新しく買収する予定の地権者の数は何名ぐらいなのか、面積は。今回補正予算で提示された価格もありますが、その後土地、建物等あわせて買収の金額は予測されるのはどのぐらいか。

以上の点について質問を申し上げたいと思っております。もし、私に質問があれば、あわせて答弁してもらってもいいです。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の交流駅計画についてのご質問にお答えいたします。

当初建設を計画していた候補地につきましては、登記上では把握できない当事者からの情報提供により、候補地の中に所有権をめぐる代理弁護士間による係争中の土地が1筆あることが判明し、公共用地の取得としてふさわしくない土地と判断されたことから、当初建設を計画していた候補地の取得を断念し、当初の候補地に隣接する土地を選定したところでございます。

変更後の建設候補地は、全体の取得予定面積が1万2,713平方メートルで2

月7日に所有者7名から事業に対する同意をいただいております。不動産鑑定評価業務の結果をもとに、今後交渉してまいりたいと考えております。

候補地の変更に伴い、計画される施設や目的に変更はなく、町の案といたしましては、これまでの議会の一般質問でも答弁してまいりましたとおり、軽米町商工会の交流駅構想との調整を図りつつ、図書館及び公民館をあわせて整備したいと考えておりますが、詳細につきましては、建設検討委員会のご意見を参考に今後検討してまいりたいと考えております。

なお、面積、評価額等に関しましては、担当課のほうからご説明させたいと思います。

○議長（松浦 求君） 休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（松浦 求君） 再開をいたします。

産業振興課担当主幹、小林浩君。

〔産業振興課担当主幹 小林 浩君登壇〕

○産業振興課担当主幹（小林 浩君） 買収予定の土地の単価について答弁申し上げます。

平成28年度軽米町一般会計第6号補正で買収する予定の土地の金額でございますけれども、雑種地が平米当たり1万600円、残りの土地、宅地2種類ございまして、1つは1万5,800円、もう一つの宅地につきましては1万5,400円、平米当たりの単価となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 関連して質問したいと思います。

町長の答弁は、この中に係争中の土地があって、公共用地としては望ましくないというような説明でございましたが、その基準は何ですか。例えば弁護士間で調整中というような説明ありましたが、よく弁護士間の調整中というのは、そんなに難しい事柄ではないのではないかなというような感じも私は素人で考えれば、そう感じます。したがって、係争中とか何かというのは、公共の施設としては適当でないというような基準はどういうところに置いているわけですかというのが第1点。

それから、その他、9筆については、協力します、同意しますというふうな多分メッセージがあったのではないかなとまず考えられますが、その人たちには、その後どのような対応をしたかということについては、答弁がなかったように思います

ので、あわせて答弁をお願い申し上げたいと、それが第1点と。

それから、2点目は、今回の施設の事業は、にぎわいの創出あるいは子育て支援というような感じの事業だというように説明がありましたが、実際にさまざま保育とか子供の遊び場とか、講座とか聞かれる、それはそれでいいのですが、本当にもしそういうのを考えているのであれば、軽米の健康の湯と申しますか、子ども議会でも提案する子供がいましたが、健康の湯というような施設、共同浴場も検討があってもよいのではないかと私はずっと考えており、また前回の議会でも同僚議員がそういう提案もなされておりますが、それはもう考える余地とか、加えるというようなことは念頭には全然山本町政はありませんか、その点第2点。

第3点は、施設の配置図も見せてもらいましたが、これは今後検討される、変更される余地もあるのかなと考えていますが、ただ土地の買収等が始まりますので、実際はもう動かせない施設、例えば配置図の中の駐車場、離れているという印象を受けます。したがって、あの場所に車を置いてこちらの施設に来てさまざまな子育て交流というのは、実際問題はもうそういうのは余り期待できないのではないかと、駐車場が離れていて、そんな感じもいたしますが、そのことによって施設ができて、駐車場ができて、町の商店街との交流ができるだろうかということについては、大きな疑問が、町内の商店街との交流はそこから創出されないという印象を私は持ちますが、いかがですかというのが第3点。

それから、この施設を管理する団体はどの団体、考えられるのは軽米町商工会、また商工会は新たな建物を、会館みたいなものを建設して対応するのか、あるいは役場の公社が対応するのか、教育委員会が主としてやるのか、健康ふれあいセンターが対応するのか、考えられるのは今の段階でどの団体ですか。あわせて全体の総事業費は幾らぐらいになると予測していますか。

以上、お答え願いたいと思います。

○議長（松浦 求君） 山本議員、何点にもなったわけですが、ちょっと整理してもう一回、これとこれとこれとと、そこの席でいいですから聞いてください。

○13番（山本幸男君） 当局が聞いていたから、聞いていた範囲で答えてもらっています。

○議長（松浦 求君） 漏れるよ、いいですか。

○13番（山本幸男君） 漏れたらまた聞きますから。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 係争中の土地という、先ほどの答弁いたしましたけれども、具体的に言えば、過去において、その土地を取得すべくお金を払ったと。それは払いました、もらいましたという証書も見せていただきました。その中で払った本人が

まだ登記していないということで、そのまま年月を経た中で次の方に、前の持ち主が登記したということで登記した方は、自分のものだというふうなことで主張していらっしゃるというふうなことで今係争中というふうなことでした。これは、基準がどうのこうのというよりも、それを取得した場合に、係争相手がまた町のほうに降ってくるというふうなことも想定されましたし、これはもう全く公共事業としては差し支えがあるというふうな判断をさせていただきました。

それから、にぎわい創出でございませけれども、共同浴場もつくったらいいのではないかというふうなお話でございませますが、前にも他の議員からもお話がありましており、今後さまざまな民間とのさまざまなお話し合いもあるかと思いますが、そういった中でお風呂屋さんをつくりたいよというふうな機運があれば、それはそれなりの方向があるのかなと思っておりますが、そういった想定は考えておりませませんが、今後進みぐあいによってはそういった話も出てくるかなと思っております。

それからまた、施設の位置と申しますか、あれはあくまでも概略図でございませますで、これからいろいろ議論の中でそういったきちんとした図が固まってくるのかなというふうに思っております。駐車場の件に関しましては、離れておるというふうな判断でございませますが、そのとおり多少離れておりますが、あの距離であれば、私は支障なく一体化できるのかなというふうに考えております。

それから、管理する団体でございませますが、商工会のお名前が出ましたけれども、それも一つの選択肢であると思っております。これも今後検討の中で詰めていければなと思っております。

それから、総合的な事業費でございませますが、土地の取得、それからまた設計、そしてまた造成、それからまた建築等、トータルで約18億円ぐらいというふうに考えております。

以上でございませ。

○議長（松浦 求君） 町長、残りの9筆の対応、地権者に対しての対応をさっきから質問しています。

13番、山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 前に評価した分の9筆の関係のその後の対応はどうしたかという質問、まだ答えてもらっていません。

○議長（松浦 求君） 意味わかりましたか、町長。

ちょっと休憩してください。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（松浦 求君） 開会いたします。

13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 答えてもらえば、これは3回目の質問で今終わりのものだから……

○議長（松浦 求君） だからそれと重ねて質問してください。再質問と今の……

○13番（山本幸男君） 答弁漏れ……

○議長（松浦 求君） 答弁漏れと再質問とあわせて質問してください。

13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 質問いたします。

前に交渉した旧馬検場跡地、簡単に言えば10筆が予定されていたと、資料によれば。そう私は理解しております。その中の1筆が、先ほど町長から答弁あったように係争中の土地があつてというふうなことでございますので、そのことはまた後から質問しますが、残った9筆の人たちからは協力してもらったと思われまふ。それでこういうことになったものだからせつかく協力してもらったのに、了解してもらったのかかわらず大変と申しわけありませんがというふうな、その後の対応はどうしたのですかという質問が答弁漏れでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思ひます。

あわせてその1筆の関係でございますが、いずれ売買の関係の買った、売ったというのがスタートして、両者とも了解して、その後の登記の返還の関係のさまざま係争中という説明がございましたが、それはそのぐらゐであれば、変更の理由にしては、もう少し頑張ればよかつたのかなというふうな感じも受けまふが、その点いかがですかというのが第1点。いいですか、議長。

第2点は、子育て支援、子づくり支援と言つたらいいのか、共同浴場、健康の湯といったような、大野は健康の湯というふうなことでやっておりますが、3日ぐらゐ前に私行って入りましたが、5人ぐらゐ、五、六人お客さんがありまして、その中の3名は軽米です。ようようというふうな感じでありましたが、いずれ隣接する町村の中でそういう施設がないのは軽米町だけだと思ひています。老人福祉センターの中にあるのも結構活用されていて、料金も格安あるいは無料でございますので、はやっていると、そういう印象を持っています。やはりそのことがあることによつて例えば国体の、前回もある議員が、同僚議員が言ひましたが国体が軽米町で開催されると、そういう健康の湯があれば、民泊というふうな形の対応もできて、歓迎会、さまざまな町民と触れ合う機会も多く出るといふふうな形で私はメリットはあらゆるところにあると思ひのですが、町長からは一貫して一緒に頑張つてつくりましようといふ答えは聞いたことがありません。今回の答弁も民間でやる人があ

ればというふうな形で、その施設の中には考えていないというふうに受け取っていいですか。その点お願い申し上げたいと思います。

それから、最後になりますが、この施設と町の商店街とが連動して交流があって、元気のある町になるというのが私は一つの目的だと、最大の目的だと思います。そんな面では、その施設と町内、大町、仲町、荒町、蓮台野、そのにぎわいが出るというのは大変と厳しいのかなというふうに思いますが、町長はやはり期待していますか。

以上。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 前の土地の10筆あるうちの9筆はどうだったのだというふうなお話でございますが、今回は建設屋さんの、不動産屋さんでございますけれども、その方を代理、ほかの10名の方は全部代理でお願いしておるということで、その方との折衝をずっと続けてまいりましたけれども、当初値段が、どうしても我々が提示した、鑑定した値段は安いと申しますか、折り合いがつかなくて、もう少し値上げしていただけないかと、さまざまな交渉がございました。そういった中でそういった値段的にもまだ一致点を見ておりませんでしたし、それから、そういった交渉の途中でこういうふうな係争中の土地があるというふうなのが発覚いたしましたので、他の地権者の方々と協力していただいたとか、きちっとお約束したとか、そういうふうな経緯は全くございませんので、私はそういう点ではそういう方たちとの関係は、私は謝ると申しますか、そういったことはなくてもいいのかなというふうに考えております。

それから、お湯の件でございますが、私全くないのかということとはございません。私はもう常にそれはこの場所がいいのか、いろんな面で皆さんの要望はお聞きしておりますので、それは常に頭にあります。そういうことでご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、議員おっしゃるとおり地元の商店街、これはもう中心商店街の活性化も含めて大きな目標もございますので、そういったことも含めて商店街、商工会の方々からもしっかりとご意見等をいただきながら活性化につながるような施策は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） それでは、次の質問に移ります。

13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） それでは、次の質問に移ります。

軽米町に県が関連する施設は、県立軽米高校、それから県立軽米病院、それと名前はちょっと違うかもしれませんが農業試験場と3つあります。私は、この3つの施設というのは、軽米町及び軽米町民の宝であり、また最も大切にしていかなければならない施設だと、そう考えております。そういう面で今回は軽米病院について私の意見といたしますか、提案をしてみたいと思います。

軽米町に唯一ある県立の総合病院である軽米病院は、軽米町にとって一つの宝だと思っています。県立病院がなく町立の病院等で対応している町村は、医師の確保から財政的な負担から大変だというような、そういうのに対する対応の時間等を考えれば大変だという話、ニュースをよく耳にします。また、県立病院でも診療所化した病院もあるわけですが、その診療所化になりますと、夜はもう電気がついていないと、そういう無人化という形になりますので、これもまた淋しい話があります。議会では3年ぐらい前からシルバー人材センターと一緒に軽米病院周辺の環境、下刈り、草取り、花木の剪定等をボランティアで行って来ました。私自身軽米病院の数十年来のファンといたしますか、患者であります。私のモットーは、軽米病院、まず軽米病院だというのが私のモットーであります。総合病院として今後長く続くよう町として、町民として支援策、考えていきたい問題点等があるのであれば、答弁をお願い申し上げたいというのが第1点であります。

第2点は、現在軽米病院の常勤のお医者さんは、当町出身の2名の先生と父親の代から当町にゆかりのある先生と3名で病院と町民の健康を支えているというふうに私には見えます。診療のみでなく、夜の健康教室、町広報等による健康教室等といとまがなく町民のために頑張ってくれている先生方だと思います。県立病院であるため、直接なかかわりといいますか、効果はないかもしれませんが、長い目で見れば、町にとっても、病院にとっても、町出身のお医者さんを育てることが急務だと、そのように考えますが、町としての考え方、また支援策について検討したことがありますか。検討してはどうですか。今の病院の体制を見ますと、繰り返しますが、町内に関係のあるお医者さんを育てないと、将来的には厳しいのかなというふうな感じもしますが、町長が思い切って、お医者さんを目指す子供たちがいるのであれば支援する、そういう方策を打ち出してもいいのではないかと思いますか、いかがですか。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の県立軽米病院に関するご質問にお答えいたします。

まず第1点目の町、町民としての支援策はないかについての質問に申し上げます。県立軽米病院は、入院患者の約6割、外来患者の約9割が町内の方にご利用いただいていると聞いております。町民のかかりつけ医療機関としての役割を担っていた

だいているところであります。軽米病院の運営は、二戸圏内の県立二戸病院、一戸病院と役割を分担しながら3階の病床は急性期病棟として、2階は療養病棟として、二戸圏域、久慈圏域を含む広い岩手県北の慢性期医療を支える病院を目指していると聞いております。

また、軽米病院では、特にも糖尿病、生活習慣病の予防に力を入れており、医師による糖尿病の講義、管理栄養士による食事療法や食事实習、薬剤師による糖尿病の講義、理学療法士による運動療法などを行い、院内外で生活習慣病予防活動を行っております。また、多くの子供たちへの生活習慣病予防の大切さを伝えるため、町内の小学校に出向き、授業の一環としてのにこ教室を開催しております。議員の皆様方には、草刈りなどの環境整備ボランティアをしていただいているところであり、敬意を表するとともに、軽米病院へのボランティアなどの支援の動きがあれば、町としても協力してまいりたいと考えております。

町といたしましては、毎年県を初め関係機関に軽米病院の医療体制の整備について要望しているところであり、体制及び機能は現状維持の方向で進めていくと伺っており、引き続き町民とともに軽米病院を支援してまいりたいと考えております。

第2点目の地元出身の医者を育てる支援策について申し上げます。岩手県では、岩手県内の公的病院等の医師確保のため、市町村医師養成修学資金、医療局医師奨学資金、岩手県医師修学資金などの奨学金制度を設けております。これは、県立及び市町村立等の医療機関の医師として業務に従事しようとする意思のある人で、全国の大学の医学部に入学する人を対象として年間12名から15名の募集を行い、県が修学資金等を貸し付けるものであります。町としましても、地元出身の医師誕生を切望しておりますので、この制度に参加し、地元医師の育成の一翼を担っております。

また、二戸保健所と県立二戸病院では、二戸地域の医療従事者確保のため、二戸保健所管内において、中学生を対象として二戸地域出身の医師が中学校に出向いて、講義や医療現場体験をすることができる取り組みを行っており、軽米中学校の生徒も参加しております。

町では、地域医療の大切さを訴えながら町教育委員会とも連携をとり、地域医療従事者の育成確保について啓発していきたいと考えております。県立軽米病院は、単に軽米町の軽米病院という位置づけではなく、二戸圏域内の地域医療を担う重要な医療機関であるということを町民の方々に認識していただき、適切な医療機関の利用方法についても町民に広く知っていただきながら関係機関と協力しながら支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

[1 3 番 山本幸男君登壇]

○ 1 3 番 (山本幸男君) 関連で質問いたします。県及び県の医療においても医師の育成ということについては一生懸命なように聞いておりますが、ただ実際資格を取って配置という段階になりますと、なかなか末端まで回ってこないというのが現状で、苦慮しているというふうなニュースを私見ております。今回質問の要旨は、いずれ軽米病院の、県立であるけれども、軽米出身のお医者さんがないと、なかなか常勤がふえるとか、これからふえるだろうというふうなことは期待できないような感じを私持ちます。したがって、先手を打って、町内の子供たちを鼓舞して奨学金の上乗せというふうな感じで対応をする、もう時ではないのかなと、そう思って質問しているわけですので、町長の答弁も前向きではありますが、具体的に額も示して事業を進めていくというふうな時だと思いますが、いかがですか。

関連してあと一、二発言しますと、例えばインフルエンザの、これは医師の関係ではありませんが、インフルエンザの予防接種は、町内県立病院でもよければ、個人病院でもよいというふうなことでメッセージがありますが、県立病院が何ぼか、県下一律ですから、額が違って高いというふうなことのよう聞いています。私は、その差額分は、町が支出して県立病院を支援するというふうな手もあるのではないかなというふうに感じますが、その点いかがですか。

例えば関連しますが、県立軽米高等学校は、普通前の町長の時代から県立であるのだけでも、町立の軽米高等学校だというふうな認識で支援したいというふうなことで交通費、給食代、そのほかさまざま行事等に対する支援等、額的にもかなり町政の中で支援しているというふうなことであります。そんなことから考えますと、私は県立病院に対してもさまざま支援する策というのがあるのではないかな。要は、そういう積極的な施策を出す時期だと私は考えますが、いかがですか。

○ 議長 (松浦 求君) 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○ 町長 (山本賢一君) 医師を育てる支援策に関しましては、繰り返しになりますが、地域医療の大切さを訴えながら町教育委員会とともに連携しながら地域医療従事者の育成確保にしっかりとケアしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、インフルエンザ予防接種に係る町の支援策についてのご質問でございますので、これにつきましては、インフルエンザの予防接種料金につきましては、県立病院と個人病院との差があることは認識しております。各医療機関は、町民の方にあらかじめ金額を提示しておりますので、かかりつけ医のもと安心して接種できる環境で町民自身の自己決定で接種しているものと考えております。

また、当町では、平成 2 8 年度から 6 カ月児から高校生までと 6 5 歳以上の高齢

者等の町民を対象にインフルエンザ予防接種の補助金を500円増額し、1人当たり2,500円の補助金を支出して支援しております。小児のインフルエンザ予防接種に関しましては、軽米町内の医療機関のみで実施しておりますが、高校生までの補助拡大は二戸管内市町村では軽米だけが実施しているところでございます。医療機関ごとの予防接種料金の差額によりまして町の補助金を増減すること等につきましては、現在のところは検討しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） インフルエンザの関係について重ねて質問しますが、インフルエンザの関係の問診票をきょうは持ってきておりませんが、問診票を見ますと、その中に主治医の了解といいますか、指導を受けましたかというマル・バツ式の項目があります。あったと思っています。そんな面からいきますと、多分それは大方軽米病院の先生がなっていると思います。そんな面では、その趣旨を徹底しながらいわゆる料金の上乗せといいますか、そんな還元方式でもやったらどうかなど。いずれ軽米病院に足ができるだけ運ぶ、運ばれるような施策というのを考えるべきだと、そうと思いますが、いかがですか。

いずれその他の県立軽米高校等にはまずかなり出しているわけですから、出す補助金の見直しといいますか、そういう支援策について考える時期だと思いたすので、検討してみたいはいかがですか。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ちょっと山本議員に確認したいのですが、民間と軽米病院の差額を増額しろということですか。片方の民間には2,500円というか、今現在やっているわけですが、もし軽米病院はそれより1,000円か2,000円高いとなったならば、その高い部分を軽米病院に行っている方には増額しろということですか。

〔何事か言う者あり〕

○町長（山本賢一君） それはちょっとまたいろいろ検討しないと、またいろいろさまざま課題も出てくると思いますので、それはちょっと慎重に検討してまいりたいと思います。非常に我々もこれからいかに軽米病院を積極的に町民の方々が利用していただけるか、この予防注射だけでなく、広く啓蒙しながら頑張りたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

◇4番 川原木 芳 蔵 議員

○議長（松浦 求君） それでは、次の質問者に移ります。

4番、川原木芳蔵君。

〔4番 川原木芳蔵君登壇〕

○4番（川原木芳蔵君） ただいま議長の許可をいただきありがとうございます。2点の質問を用意させていただきました。早速質問に入らせていただきます。

軽米町人口ビジョン・総合戦略についてという非常に立派な名前であります。人口減少は、今現在も続き、今後も続くであろう。このままではもっともっと過疎化すると思うが、人口減少の歯どめについてお伺いをいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 川原木議員の軽米町人口ビジョン・総合戦略についてのご質問にお答えいたします。

軽米町の人口は、国勢調査による昭和35年の1万7,672人をピークとして減少傾向となっております。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、将来人口は、平成52年には、約5,900人、平成72年には約3,800人まで減少すると推計されております。軽米町人口ビジョン・総合戦略は、人口の現状や将来の展望、今後5カ年間の目標や施策の基本的な方向等をまとめたもので平成27年10月に策定いたしました。その中で人口減少対策における課題は、若者の人口流出への対策、結婚につながる出会いの機会や場が少ないこと、子育て、出産に対する不安などが挙げられております。軽米町人口ビジョン・総合戦略では、目標年次である平成31年の人口を9,353人以上とし、転出など社会減の減少と出生率向上を目指して取り組むこととしており、人に優しい活力あふれる町をコンセプトとし、地域の特質を生かし、誰もが住みやすいまちづくりを目指すこととしております。仕事に関することでは、再生可能エネルギー発電事業の推進や起業家の支援、新規就農の推進や農業生産組織の育成など、結婚、出産、子育てに関することでは、乳幼児から18歳までの医療費無料化や保育園、幼稚園の負担軽減や小学生や中学生への給食費の助成などを、町づくりでは地域活動支援事業や中心街でのイベント開催など、人口減少対策と地域の創生に向けて取り組むこととしております。さらに総合戦略の推進に当たっては、学識者や民間事業者、金融機関や報道機関など、多様な方々から軽米町総合戦略推進委員会でフォローアップすることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 4番、川原木芳蔵君。

〔4番 川原木芳蔵君登壇〕

○4番(川原木芳蔵君) 今のお答え、非常にありがとうございました。いろいろな対策があると思う。2040年には5,900人と、非常にデータどおりいけば6,000人を切るというようなデータが出ておりますけれども、今の現状からはとても考えられないような人口減少となるわけです。もし、これがこのデータ以上に加速するならばどうなのでしょう。今までやってきたデータあるいはまたこの対応も対策も早目にとるべきではないかなと、このように思いますけれども、そのときの総合戦略の見直しというものは考えていないでしょうかお伺いします。1点これです。

先月軽米町子ども議会がありました。子供議員からはいろいろな多くの質問が出ました。軽米町のことについて非常に関心がある小学校から中学校、そして高校、それぞれの分野で年代に合った問題を質問されたことと思います。外灯の問題、そしてまた農産物の質問等、そして温泉の質問等もあったと、このように記憶しておりますが、各地区での思い、思いがその日ごろの思いが質問に出てきたのかなと、このように思います。立派な子ども議会であったと、このように思いますが、今度このような議会を開く予定があるのか、ないのかをお伺いしますし、また私個人としてはやってほしいなど、このように思っております。そのときの議会の質問の中で、やはり人口減少対策の質問もありました。これらの思いがあると思います。これから軽米町はどのように変わっていくのか。また、今後の軽米町の対応はどうか、大変心配そうに感じられました。軽米町に残って軽米町をこれから背負って頑張るのだと思っている方々には特にも不安のことと、このように思いますが、若い方から軽米町全町民が不安であると、このように思います。人口減少にいち早く歯どめをかけることが総合戦略の一つと考えますが、このことについてどのような考えなのかをお伺いいたします。

○議長(松浦 求君) 川原木芳蔵君、この通告してある2番目のほうも質問してください。

○4番(川原木芳蔵君) 先ほど町長からの答弁があったそのとおりの答弁をいただくものだと思いますので、次の質問に入らせていただきます。

この総合戦略の中に町内には多くの独身者男女がいると聞いておりますが、結婚したいが出会いがない、またふさわしい相手にめぐり合わないなどの理由で結婚できない方々が多いが、町の支援としてどのような支援があるかをお伺いいたします。

○議長(松浦 求君) それでは、まず初めに町長から、そして総務課長。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 本当に数字は大変ショッキングな数字でございます。平成52年は5,900人、平成72年は3,800人、決してそういうふうなことにならない

いように、先ほど説明申し上げました軽米町人口ビジョン・総合戦略を着実に進めていく、そしてやはり雇用の場をしっかりと拡大していく。そしてまた男女の出会いの場の創出あるいは子育て日本一の町を目指しながら頑張ったいというふうに思っております。そういった中で結婚に対する町の支援とか方法についてというふうなご質問でございますので、それに対してお答えを申し上げたいというふうに思っております。

議員のご指摘のとおり少子化による人口減少対策は、岩手県内における最重要課題となってきております。未婚化、晩婚化が、その大きな要因の一つと言われております。平成27年10月から岩手県や県内市町村、主要民間団体によるオール岩手の体制で設置されておりますいきいき岩手結婚サポートセンター、i-サポは、若者に出会いの機会を提供することにより、岩手で結婚、子育てをするという希望がかなえられるよう、そして幸せを実感できる希望郷いわてが実現できるようにとの思いで運営されております。i-サポは平成29年4月末で運営開始から1年4カ月ですが、既に6組が結婚しております。軽米町からのi-サポへの登録はまだ3名と少ない状況でございますが、軽米町での未婚の男女の出会いの機会を少しでも多くできればと考え、平成29年度予算に町民でi-サポへの登録を希望する際の登録料全額を援助するための予算を計上しているところであります。また、軽米町商工会青年部が未婚の男女の出会いの場の創出のため、平成24年度から実施しております軽コンについて、新年度も引き続き助成することとしております。

また、さらに軽米町人口ビジョン・総合戦略策定に当たり、アンケート調査を行いました。その中で出会いの場の不足とともに結婚のための資金が足りないとの意見もあったことから、平成28年10月より国の事業を活用しながら結婚新生活支援事業を行うこととし、結婚に伴う住居費及び引っ越しにかかわる経費について助成することとしております。平成29年度においても予算を計上しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 川原木議員の総合戦略等が確実に実行されるように見直ししていくべきではないかというご意見もあったわけでございますけれども、総合戦略につきましては、毎年推進委員会の中でその年の成果を検証し、課題がある場合については、次年度の取り組みにおいて、その課題を解決するような施策を盛り込むことによって目標としております数値の達成を遂げていこうという趣旨で行っております。ですから、ただいまの総合戦略の全体を今計画として見直すということではなく、その施策の内容を随時検証しながら進めていくという方法をとってござい

ますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） それでは、子ども議会について、教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 先日開催いたしました子ども議会につきましては、本当に多くの皆様のご協力いただきまして大変ありがとうございました。小、中、高の児童生徒のそろった子ども議会というのは、本当に県下でもまず数少ない、私も聞いたことがございません。小、中あるいは中だけ、中、高という形はあるのですが、こういった形で町内の全部の学校から代表者の方に集まっていたという形はなかなかない、私はとてもいい形で実施できたというふうに思っております。

当日は、児童生徒の皆さんが質問を考える段階から大変吟味をしまして、数多くの質問を発問いたしました。その中からまた十分絞り込んで、自分が一番疑問あるいは質問をしたいというものを私たちと調整等もさせていただきながら当日質問していただきました。本当に実りの多い議会になったということを感じております。この大きな狙いというのは、児童生徒の皆さんに町づくりとか、あるいは地域づくりに関心を持っていただきたい、その大きなきっかけづくりとしたいということが一つございます。もう一つは、私は子供たちが今地域とのかかわりのある場と申しますか、そういう機会が本当に少ないなというふうに思っております。そういうこともありまして、日常から学校にも地域のかかわりのあるような機会をつくってほしいということで地域の先生をお願いしたり、体験活動をしたりと、いろいろやっております。その一端という意味合いも私は感じております。ということで意義の多い子ども議会ができたなというふうに思っていますが、今後につきましては、また関係の皆様と十分協議しながら考えてまいりたいと、そう思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） 4番、川原木芳蔵君。

〔4番 川原木芳蔵君登壇〕

○4番（川原木芳蔵君） 軽米町では、人口ビジョン・総合戦略として平成27年から平成31年までの5カ年計画を立て、その戦略の最中と、このように思います。そこで今子育て支援とか、出会いの創出などなど問題があると、このように思っておりますが、その中で具体的な取り組みを挙げているようでございますけれども、独身者への婚活支援センター登録をするのだということと、もう一つは、仲人支援制度創設とありますが、これはどのようなものなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 新婚世帯と申しますか、独身者の方への出会いの場の創出ということで町長の答弁の中でも申し上げましたけれども、i-サポという制度がご

ざいまして、そのシステムに加入するためには、1人2年間の中で1万円の登録料を支払わなければならないということになっております。そのi-サポの登録料を、町長の答弁の中にもありましたけれども、新年度では町のほうでその補助をしていきたいということで、そのi-サポに登録しやすい環境をつくりたいということが一つございます。

それから、仲人制度というお話がございましたけれども、現在町のほうでは、その仲人制度を有効に機能させる方法がまだ見つからないということで、今時点では、その仲人制度については、実施の予定はないところでございます。いずれ岩手町とかでそういうふうな取り組みの研修等を行っているところもあるようでございますので、情報を収集しながら軽米町においても男女の出会いの場の創出等に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦 求君） それでは、一旦休憩いたします。

11時20分まで10分間、お願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（松浦 求君） 再開いたします。

◇12番 古 館 機智男 議員

○議長（松浦 求君） 一般質問を行います。12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番(古館機智男君) それでは、質問をいたしたいと思っております。私は、新聞で全国で学校給食費無料化が広がってきていて保護者から喜ばれ、そして若い世代の定住や人口対策への期待が高まっているという報道を見て、子育て支援日本一を目指す軽米町にふさわしい施策であり、学校給食無料化に絞った質問をしようと思っておりました。ですから、通告がちょっと一本になって、中身が広がってちょっと質問に整理というか、答弁、いろいろあると思っておりますが、よろしくお願ひします。

質問準備のためにいろんな調査、それから町の意見を聞いたり、資料集めをしてみますと、子供の置かれている環境は、想像以上に厳しく、今6人に1人が貧困児童と言われる状況にあります。中でも、幼児期の貧困の体験がその人の人生に大きく影響すると言われておりますが、幼児の貧困問題については、次回にしたいと思ひます。今回は、義務教育の小中学校の児童生徒の問題に絞って質問をいたします。

質問の1点目は、貧困の問題、社会問題になっておりますが、子供の貧困の実態をどのように認識しているのかまず伺いたひと思ひます。質問に当たってですが、貧

困についての定義です。一般的に貧困については、一つは絶対的貧困と相対的貧困の2つがあります。絶対的貧困というのは、地球で生きていくに当たって、最低限必要と考えられている食料、生活必需品を購入するためのお金がない状態にある人が絶対的貧困と言われております。そしてまた、相対的貧困とは、現在暮らしている社会のほとんどの人が享受している普通の生活を送ることができない人のことを総じて相対的貧困と言っています。先進国が加盟するOECD諸国の35カ国の中で日本は上から3番目にこの相対的貧困率が高い国になっています。アメリカもそうですが、格差が広がっている、そういう状況が日本にあると思います。相対的貧困率が16.3%と言われており、6人に1人の割合になっているというのが現状であります。スウェーデンとか、北欧、デンマークなどは5%代になっています。この相対的貧困は、時には絶対的貧困と同じレベルのイメージを人に与えると言われております。周りのみんなにとっては、当たり前前の生活が自分だけできないという状態は、子供たちには破壊的なダメージを与えます。そして「何で僕だけ」を繰り返した子供たちは、もうその言葉は言わなくなり、そのかわりある言葉を繰り返すようになると言われております。どうせ僕なんてという、その子供の将来の夢を奪ってしまうというダメージです。これは子供の貧困について支援しているNPO法人の代表の調査によるものですが、同じような状況に置かれている子供がこの統計で表われているように軽米にも、岩手にもいることは明らかです。

そのような状況の中で国は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。平成25年ですが、その上で岩手県の「いわての子どもを健やかに育む条例」、そして昨年3月に制定された「いわての子どもの貧困対策推進計画」、これはこの法律によって都道府県に計画をつくるように、義務化ではありませんが、求められたもので岩手県ではこの計画をつくっています。副題は、「いわてのすべての子どもたちに明るい未来を」ですが、この法律、そして県の条例、計画を踏まえた軽米町の施策は検討されているのか、1つ目の答弁を求めたいと思います。

この「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律です。

次に、2点目として、具体的な問題について質問いたしたいと思います。もう幼稚園から早々と入園式の案内が届きました。これから今卒業式シーズンですが、入学式のシーズンも間近になってきております。私が小学校に入学したのは、昭和25年4月1日、春だというのに雪が舞う日でしたが、私は青いズック、ランドセルを背負って、草履袋を下げて、喜々としておふくろと登校したことを覚えています。まだ敗戦から4年半しかたっていないくて、みんな同じように貧しかったという状況

もあったからかもしれませんが、希望に満ちた時代だったなと今思っています。

さて、現代ですが、先ほどの子供の貧困が6人に1人という状態の中でその戦後よりもむしろ生活保護者数がふえている、そういう状況が現代でもあります。新入学児の親にとっても我が子の旅立ちという思いがあり、期待もあります。しかし、同時に入学式を迎える親は、保護者は、その準備と支度に神経を使っています。春の舞台に恥ずかしい思いをさせたくないというのは誰しもの思いです。

さて、その入学時の準備のためにそろえなければならない品目、その費用は相当多額になりますが、小学校、中学校に分けて保護者の費用は、軽米町ではどのようになっているのか、私も行って把握していますが、その費用を教育委員会が捉えている資料でお知らせください。

また、その費用の捻出が困難な世帯に対しては、就学援助制度がありますが、必要な方に利用されていると認識しているのか。先ほど言いましたように、子供の貧困率が相当の6人に1人という割合の中で軽米町も子供たちの人数からして、本当に準要保護の人たちがフォローされているのかどうか、その現状についても答弁をしていただきたいと思います。

また、ほかの自治体では、一般的に要保護の就学援助の支給の基準としては、生活保護世帯の所得を基準にして、九戸村では、その1.5倍、二戸市では1.3倍という形で基準を決めています。軽米町には、生活保護世帯に準ずるようなという形で、その1.5倍とか1.3倍というような形での所得の枠を明確にしていません。私は、このもう少し軽米町の就学援助の仕組みを簡素化というか、明確にした形での運用が必要だと思いますが、その点についてもご答弁をください。

3点目ですが、私に取り上げたかったのは、学校給食の無償化ですが、既に軽米町では一部の補助を学校給食に補助して、ある意味では先駆けの先進な事例をつくっていることについては評価しております。しかし、子供を健やかに育てていくためには、課題はいっぱいありますが、学校給食費の無料化は象徴的な意味を持っているのではないかと私は思っています。それは、軽米町が子育て支援日本一を目指す町と事実上宣言している町だからですし、また憲法では義務教育の無償化をすることがされています。学校給食も義務教育の一環だというのは、定説にもなっているからです。まだ岩手県では全額無償の市町村はありません。全国では、既に62市町村でこの全額無償化を実施しているところです。人口対策としても大きなインパクトを持った施策だと思います。そして何よりも子供たち全員が毎日の給食を同じ気持ちで食べられる、そういうことは何ものにもかえ難いものだと思います。軽米町では、平成27年の決算ベースでは、83万円の未納、納められない人がおります。せっかくの補助制度も全額納めなければ対象にならないということもありますし、ぜひ子育て支援日本一の町を目指す軽米町として義務教育の中の学校給食費の無料

化の実施を求めるところですが、当局の町長及び担当者の答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 順次お答えをさせます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古館議員の子供の貧困対策についてのご質問にお答えいたします。

厚生労働省による2012年の国民生活基礎調査結果では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を示す子供の貧困率が16.3%となり、過去最悪を更新したと発表いたしました。子供の貧困は教育などの機会を奪うだけでなく、貧困の連鎖により、その格差がますます進んでいくと考えられることから、国、地方を挙げて取り組むべき重要な行政課題と認識しております。また、子供の貧困は親の貧困から来ることから、貧困の連鎖を防止するため、子供たちへの支援のみならず親への支援、世帯全体への支援が必要と考えております。このような状況の中、国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には同法第8条の規定に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたところであります。

岩手県においても平成27年4月に「いわての子どもを健やかに育む条例」が施行されたところであり、本条例の基本理念として子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮することについて規定しているところであります。さらに、県においては、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また子供たちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、「いわての子ども貧困対策推進計画」を策定しております。

町といたしましても、「いわての子どもを健やかに育む条例」の基本理念、「いわての子どもの貧困対策推進計画」の重点施策に沿って、国、県、関係機関相互の密接な連携のもと、総合的に取り組んでいるところであります。具体的には、保育料の軽減、高校生までの医療費の無料化、給食費への補助など、子育てに関し親の負担軽減を図っているところであります。また、町では、スクールソーシャルワーカーを委嘱し、定期的な学校訪問により支援、相談、情報提供を行いながら学校現場の声を関係機関につなぐ体制も整備しております。また、県と町とで協力して二戸市社会福祉協議会に委託して、生活困窮者の相談窓口を開設して、相談に訪れた人が少しでも早く生活困窮から脱却できるよう支援しているところであります。

今後につきましても貧困が世代を超えて連鎖することのないよう経済的な支援を初め就労支援や学習支援など必要とする方に必要なサービスが確実に届けられるよう関係課の連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度についてお答えいたします。学校教育法第19条では、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。就学を援助する制度は、昭和31年に国による法律制定に始まり、その後要保護と準要保護に区別され、国が市町村に補助する形で行われておりました。要保護とは生活保護世帯が該当します。その後平成17年の三位一体改革の中で準要保護児童の援助については、交付税化され、市町村の裁量に委ねられ、現在に至っております。

軽米町では、年度初めに就学援助制度についてのお知らせを児童生徒を通して家庭に配布しており、学校を経由して手続を進めているところでございます。準要保護人数は、近年50人から60人前後で推移しており、平成28年度は60人が認定されています。認定基準としては、生活保護の停止、町民税の非課税・減免、児童扶養手当の受給などが要件ですが、そのほかに職業が不安定で生活状況が悪いと認められるものなど、保護者家庭の状況に応じた認定もすることとしております。

今後につきましても学校と連携を図り、子供たちの生活の状況を見守ることにより就学援助の必要な子供を早期に把握することにより、全ての子供が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう援助してまいりたいと思っております。

次に、学校給食費について申し上げます。学校給食費については、学校給食法第11条第2項の規定により、食材等に係る経費を保護者の皆様から負担いただいております。軽米町では、子育て支援日本一を目指し、高校生までの医療費無料化、幼児の保育料の減免、第2子以降保育料無料化、町費による学力向上支援員、特別支援員の配置、高校生の通学への支援など、いろいろな手法により子育て環境の充実を総合的に進めているところでございます。また、近隣市町村に先駆けて、平成25年度からは、給食費の一部の助成を開始いたしました。近年子育て環境の充実による人口減少対策の一環として給食費の無償化を進める自治体がふえつつあることも認識しておりますが、大きな財政負担が伴うことのでございますので、負担割合につきましても、今後財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、古舘議員への答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 教育次長、佐々木久君。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

○教育次長（佐々木 久君） 先ほどの入学時の費用についてなのですが、小学校につきましては、入学時に紙を配りまして、こういうものを準備してくださいというのを学校から発行されます。それらを平均的なものを計算しましたら、大体2万6,000円ぐらいなのですが、これにはランドセルは入っておりません。それにかかるのかなと思っております。あと中学生につきましては、同じく配布物等から値段を

勘案いたしまして、大体男性で5万9,000円ぐらい、女性で6万9,000円ぐらいというような算定を出しております。古館議員と同じかどうかちょっとわかりませんが、ご指摘いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番（古館機智男君） 再質問をいたしたいと思います。

貧困対策の基本的な方向については、法律や県の方針等々について基本的な認識としては一致しているように感じます。ただし、その現実の問題については、乖離があるように思います。スクールソーシャルワーカーも配置をされていてやっているということなのですが、学校を貧困対策のプラットフォーム、拠点にするという形がこの精神の中に入っていますし、明記されています。その中でソーシャルワーカーの役割については、子供を取り巻く環境の調整を図るソーシャルワーカーの配置によって、学校を窓口にして生活困窮世帯の子供の早期の段階での生活支援や福祉制度につなげていくという立場にあるわけですけれども、先ほど申しましたが、例えば生活保護の捕捉率というのがございますけれども、最低限の生活水準が保てない世帯、つまり生活保護基準以下の生活をしている世帯がどのぐらいの確率であるかというのは、捕捉率なのですが、日本の現状は、その捕捉率は15%ぐらいだと言われております。約8割以上の方は、生活保護の状況にありながら捕捉されていない、受けていないという状況にあるわけで、貧困率を見た場合でも16.3%と町長言いましたが、その字面ではなく、現実の問題として6人に1人という実態をきちんと踏まえた形での対応がなされていないのではないかとこのことをまず指摘しておきたいと思います。その点についての私の指摘に対して答弁をいただきたいと思えますし、また要保護、就学援助制度の関係で言いますと、同じような基準をつくってはいますけれども、その基準の要綱を私も見せていただきましたけれども、保護者にそのまま渡しても十分な意味がよくわからない、もちろんそういう中で生活保護基準の1.5とか1.3という場合でもよくわからないかもしれません。しかし、そういう基準がきちんとあれば、スクールソーシャルワーカーがそれに照らしながら具体的なその生活困窮者を具体化していくという尺度をつくる、持つことができきて、そのフォローしていける、そういう状況になるのではないかと。大部分の自治体では、そういう形で1.5にするか、1.3にするか、1.2のところもありますけれども、そういう明確な基準をきちんと持っていくことが、特にもスクールソーシャルワーカーみたいな制度配置ができれば、それを具体化することができるのではないかと思います。改めて就学援助制度の自主的な運用についての改善はどうかというのをお聞きしたいと思えます。

子供の貧困というのがありますが、ある意味では、このようなことは情報の貧困というか、本当に保護者に対して、その立派な計画や精神、法律ができて、それをきちんと伝えていく、そういう情報の貧困の状態にあるのではないか、そのことを指摘しておきたいと思います。

あとは入学準備のための費用の問題ですが、教育委員会の担当、次長からのお話、額とそんなに違いはないと思います。ただ、小学校の場合は、規定のものは運動着とか中ズック入れ、ズックというぐらいの形ですけれども、実際にはランドセル、中学校と違ってそういう制服というか、規定のものがないので、5万円のランドセルとか3万円のとか、あとは入学のときには洋服とかという形で、さらには水着からクレヨンからいろんな鍵盤のハーモニカとか、いろんな形での負担があります。あと聞きましたら、昔と違って塾に通っている、習い事に行っているという形で、本当に子供たちの親は、非常に大変な、それが当たり前になってきているというのが相対的貧困の中の具体的なものではないでしょうか。そしてみんながその費用をじいちゃん、ばあちゃんが出してやったりしていますけれども、しかし本当にシングルマザーとか、そういうじいちゃん、ばあちゃんがないところとかというのは、非常に厳しい状況になっております。中学校の場合でも、とりあえず使うのは、例えば制服、運動着等々でその程度で女子が多い感じですが、それ以外にもクラブの運動着とか、いろいろなのが参加するためにはかかってきて大変なことになっています。

そこでお聞きしたいのですが、入学準備金の関係についてですが、これはその年のというか、前年の所得がまだ3月の申告をして5月、6月でないとは確定しないからという形で一般的に入学準備金が後になってからでなければ支給されないというか、所得の関係があって。それをほかの自治体では前年度の所得というか、前々年になりますか、そういう形を基にして、入学時準備金を3月のうちに支給している自治体がふえてきています。そういう形で軽米町の場合、入学準備金がどういう金額になっているかあれですが、そういうところが実質的に父兄の人たちの大きな願いになっている状況ですので、その辺の入学準備金をその入学前に支給する、購入するときに支給するという形を実施ができないかどうか、そのことについてもお伺いしたいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長の答弁の域を越えることはないわけですが、於本君からまず生活保護の点から。健康福祉課長、於本一則君。

〔健康福祉課長 於本一則君登壇〕

○健康福祉課長（於本一則君） 古舘議員の生活保護の捕捉等がなされていないのではないかとご質問にお答えしたいと思います。

生活保護の業務につきましては、県の振興局の保健福祉環境センターで担当して

おるわけでございますが、軽米町でも健康福祉課を初め窓口でいろんな相談を承っております。先ほどの町長の答弁でも触れておりますが、町では県と協力いたしまして、二戸市社会福祉協議会のほうに生活困窮者の相談窓口を開設しております。また、町のほうに訪れた方にも町のほうで相談を受けながら、そちらのほうと一緒にタイアップしながら県の職員と一緒に調べるような感じで対応しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） それでは、教育委員会から、教育次長、佐々木久君。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

○教育次長（佐々木 久君） まず準要保護についてなのですが、今現在は年度初めに学校を通じてチラシを配布しまして、保護者の皆様にお知らせしております。その内容なのですが、地方税法何条による市町村民税の非課税とか、ちょっとわかりにくい面がございました。議員ご指摘のとおりだと感じましたので、その面につきましては、わかりやすくお知らせするようにしたいと思います。

あとは、年度初めに認定はするのですがけれども、その後に子供の様子を見まして、ちょっと様子が困っているなという場合には、先生方と相談しまして、年度途中でも認定するようにしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

あと入学準備金の3月支給につきましては、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 大体答弁が終わっていますが、古舘君、いいですか。

〔「もういいや」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） それでは、午前の部を終わりたいと思います。

午後は1時から細谷地多門君から始めたいと思います。ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、午前中に引き続き一般質問を行います。

◇ 1 1 番 細谷地 多 門 議員

○議長（松浦 求君） 9人目になります。11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 9人目ということで2日目の午後、私だけ残りました。頑張って質問していきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。最後の通告者であります。通告しておりました3項目について順次質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

まず1項目めなのですが、町道整備についてということで通告しておりました。町道整備、町内一円、町で管理しなければならない町道路線、果たしてどれぐらいの本数あるでしょうか。総延長はどれぐらいになるか、私は正確には調べたことがありませんが、相当の数に及ぶと思っております。それで常日ごろ道路の維持管理においても努力されているなど、当局には頑張っているなど思っておりますが、夏場はともかく冬場の維持管理が大変だと思っております。今の定例議会においても除雪に伴う補正予算が計上されており、またきのう同僚議員からも除雪に関する一般質問がなされておりました。積雪量が多く、特にことしは何回となく降雪があって、平年に比べますと結構積雪量が多いわけですが、そういう場合、除雪により道路脇、道路の両側に雪が盛り上がって、そうしますと、現在の道路幅では車同士がすれ違うのにやっとという状況であります。もしくは、不可能な場面を多く感じておりますが、人口は減っても、年々車の台数は増加しているように思っております。これまでの道路幅は、全幅が約5メートル、5メートル以上というのか、5メートル。それから、舗装部分が約4メートル。それから、路肩というのですか、道路の左右あるわけですが、その幅が50センチずつということで1メートルと、それで全幅が約5メートル以上というふうに私は認識していますが、そうなのかどうかということ、確認の意味でお答えいただきたいと思っております。

また、これまでの幅でいくと、先ほども述べたような状態になるため、町道幅の規格をぜひもう少し広く検討するべきではないかなと思っておりますが、お答えいただきたいと思っております。

それから、よく道路脇にコンクリート製のU字溝、側溝があるわけなのですが、毎年クリーンアップデーのときとか、あるいは私たちの集落では5月の大型連休を利用して、どこかに年次計画で集落で花見をやっているのですが、そういうとき、例えば午前中奉仕作業をやって、正午の12時から花見をやるというようなさまざまな企画、工夫しながらやっておるわけですが、私たちの集落に限らず各地域で奉仕作業とか、活動の中でそういう側溝の土砂の撤去、スコップ等でかき上げる作業を行っているところもよく聞きますし、見受けられますが、よく私たちもさまざま経験上そうなのですが、周りの住民の方々からお伺いしますと、それぞれ持ち寄った普通のスコップがコンクリートの側溝、U字溝の幅が狭いため、かき出し作業が非常に苦勞しているという声を聞きますが、このような状況をどのように認識、把握しているのかということを知りたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員の町道整備についてのご質問にお答えいたします。

現在進めている道路整備事業については、国の交付金事業及び起債事業を活用し、道路整備事業を実施しているところであります。町道改良工事における道幅をこれまでより広くできないかのご質問ですが、道路幅員については、道路構造令に基づき、交通量や走行する車輛速度等、一定の基準により決定しているところであります。町単独費で道路整備であれば、幅員を自由に決定することも可能となりますが、これまでは財政状況等を考慮し、有利な事業を活用しながら道路整備を実施しているものであります。

次に、側溝への土砂堆積についてのご質問にお答えいたします。町道総延長約350キロメートルのうち側溝延長が約480キロ設置されている中、旧型タイプ、いわゆる狭いタイプの側溝については、約160キロ設置されております。側溝への土砂堆積については、各行政区で地域保全を目的に清掃を実施されているところもあり、感謝を申し上げたいと思います。町では、道路パトロールを実施しながら、また町民の方々から情報提供等により局部的に清掃しているのが現状であります。旧型タイプの側溝等については、平成26年度から、老朽化し破損した箇所から側溝修繕を実施しており、現在のタイプへ交換しております。来年度も側溝修繕を実施する予定であり、近年大雨等により堆積する土砂等も見受けられることから、道路パトロールを強化し、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 町長のほうから今は答弁いただきましたが、それで再質問させていただきます。

今町長の道路幅についての質問にお答えいただいた中で有利な事業を活用には一定の基準があるというふうな、全部が全部広くできないのだというような、制限があるというふうな答弁でしたが、私も多分そういう制限があって、いろいろルールといいますか、のっとして行政のほうでは改良工事等にやっているのだろうなと思いつつも、やはり町長の答弁にもありましたように交通量の利用、車輛の利用量が多いこととか、どうしても冬大変な状況が見受けられるというような部分では、今までの既存の改良済みの道路に対してというこだわりはありませんが、今後改良する場合、それから何年か使用するうちに道路も傷みながら補修あるいは改良しなければならない時期が来るわけですから、そういう部分においては調査しながらできるだけ冬の対策、何となく最近は突発的に一回に多くの降雪があったりとか、さまざまな要因が想定外といいますか、予想しない、マイペース的な降り方ではなくて突発的に寄せるというふうな状況もありますことから、大変生活に支障を来しているという部分が多く感じられます。そこでやはり冬の除雪の解消に少しでも役立て

られることができたらという発想から道路の幅の一定の確保、このことを感じておりました。その部分で一定の基準がある部分は理解していますが、町長、やっぱりその部分を調査しながらしっかりと対応に検討していただきたいなど、そう思って質問しました。この部分についてももう一回お答えください。

それから、何年前、最近といえば最近なのですが、ロータリー式の除雪車を購入しました。私も一般質問させていただきましたが、そういう活用をどのようになされているか、これは担当課のほうからがいいかもわかりませんが、そういうロータリー式の余りスペースをとらないある程度使いやすい道路の維持といいますか、除雪に対する便利な除雪車というか、ロータリー式のやつをどのように活用しているのか。もし、台数的に間に合わないと、もっと実は欲しいのだとあれば助かるということであれば、また我々も当局から購入の案を出してもらって、それを検討していかなければならないと思うし、それについてもお答えください。

それから、融雪剤、町道に危険な箇所とか、さまざま日蔭でいつも通行に妨げがあるのだというような場所とかあろうかと思いますので、そういう部分に対しては融雪剤とか、そういうのをどのように有効に活用していくのかということをもう一度お答えください。

○議長（松浦 求君） それでは、ロータリー関係と融雪剤の関係は、新井田一徳君からお答えいただきます。地域整備課長、新井田一徳君。

〔地域整備課長 新井田一徳君登壇〕

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほどの細谷地議員からのロータリー除雪車の活用についてでございますが、ロータリー除雪車、現在大きいのが2台ございます。ロータリー除雪車は、まず歩道除雪がまず第一。それとあと大型除雪機械が入られない道路、例えば観音林、具体的に言いますと、旧観音林小学校の裏通りとか、それから泥りのほうとか、笹目、そちらのほうとか、そういった大型除雪機械が入られないところを除雪しております。

あと2次除雪につきましては、拡幅をするための除雪ということでやってございます。

あと融雪剤についてでございますが、いずれ町民の皆さんから道路状況等、いろんな滑って上がれないとか、そういったすぐ来てまいてくれとか、そういった皆さんからの情報等、お電話等でいただきますので、その都度融雪剤をまいたりとか、あと道路パトロールを常々、ずっと毎日やってございます。土日にも順次交代で職員が道路パトロールをやりまして、そして融雪剤をその都度判断しまして、道路、交通安全といいますか、道路状況を安全に保つためにやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますけれども、町単独では可能ではございませんけれども、いろんな財政状況もございますので、総合的に判断しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 次の質問でいいですか。

11番、細谷地多門君。

[11番 細谷地多門君登壇]

○11番（細谷地多門君） 道路事情については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2項目めの通告しておりました入札の延期について質問したいと思います。先月11日付でしたか、岩手日報紙に町発注の町コミュニティバス運行業務委託などの指名競争入札に関する談合情報を受け、同日予定していた入札5件を調査のため延期、また1週間ほど後同紙に、軽米町は17日談合情報があり延期していた町コミュニティバス運行業務委託などの指名競争入札5件について調査で談合の事実は確認できなかったとして、今月上旬に入札を行うことを決めたという内容で記事が載り、先月24日、私たち議員には当局側から全員協議会の中で経緯説明を受けましたが、多くの町民の方々が関心を持ち、心配もしていると思ひますので、当局から中身、経緯、5件の委託の内容について伺いたいと思ひます。

また、この確認の意味なのですが、業務委託期間というのは3年間で3年ごとに指名競争入札により契約更新という認識でよろしいですか。そのことを伺いたいと思ひます。よろしくどうぞ。

○議長（松浦 求君） 副町長、藤川敏彦君。

[副町長 藤川敏彦君登壇]

○副町長（藤川敏彦君） 答弁いたします。

細谷地議員の入札の延期についてのご質問でございました。今回報道されました入札は、コミュニティバス、町民バス及びスクールバスの運行に係る委託に係るものでございます。本年2月10日に執行する予定でしたが、入札執行日の前日の夜ですけれども、報道機関に談合情報が寄せられ、落札予定の業者及び落札金額等を示された情報でございました。町では、建設工事に関する談合情報対応マニュアルを準用いたしまして、当日朝に町営建設工事公正入札調査委員会を開催し、寄せられた情報が詳細にかかわるものでありましたことから入札延期を決定したところでございます。

その後の対応ですが、役場職員、関係職員からの事情をまず聴取いたすとともに、2月15日に入札参加業者、4社から個々に聞き取り調査を行いました。なかなか捜査権もあるものでなくて、強制権もあるものではなくて、談合の事実を確認で

きなかったところでございます。

町民バスの運行業務は、町民の皆様に直接影響を与える重要な業務でありますことから、町では可能な範囲での業務の見直しを行い、町民バス及びスクールバスの運行業務につきまして2月10日の入札と同じ町内に営業所を置く4業者で本日出札を行うことといたしました。なお、路線認可が必要なコミュニティバスにつきましては、認可手続に必要な時間を確保できないことから、認可を受けている業者と随意契約を締結し、4月からの運行に支障が出ないように事務手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

幾つかそのほかに内容、ちょっと触れましたけれども、入札の内容でしたけれども、まず町民バス、これが13路線ございます。あとコミュニティバス、これがたしか2路線です。あとスクールバス、これが3路線というふうな内容になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 今副町長のほうから経緯について説明、答弁がございました。

15日指名した4社に聞き取り調査したが、全社が談合を否定したということではありますが、電話による談合情報、人物による入札妨害なのか、それとも4社とも口裏を合わせて、あえて否定しているのかわかりませんが、4社から誓約書を取り交わしたということですが、その誓約書の意味、重みというのは、どのくらいの拘束力、抑止力があるのでしょうかお答えいただければと思います。

また、町内4社による5つの物件をめぐる指名競争入札ですから、私は今の仕組み、やり方に問題があるのではないかと、もしかしたら談合を生みやすい土壌、温床になってはいないか。町民から見れば、そう映るのかもしれない。そこで私は、できるだけ町民にも透明感を持ってもらえるようなやり方をぜひ検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、一部の町民の間では、委託業務に使用される大型バスに必ず義務づけられている車輛損害賠償に関する任意保険、この任意保険の加入が義務づけられていると思いますが、私たちと同じ立場にある方の保険に加入しているとか、させられているとか、うわさを耳にしますが、後で調べて資料を出してください。もし、そのようなことが事実であるとすれば、公の立場にある者が町で発注、委託している物件にかかわることはいかなるものか。及ぼす影響は非常に大きいと思っております。当局は、一旦民間業者にバス業務を委託したものであるから、任意保険等については、役場には何ら直接のかかわりがなく、違法には当たらないと思うかもしれませんが、公の立場にある者からすると、倫理、節度の問題で見過ごさることができない

大きな問題であろうと思っております。どのように感じますか。このことは、当局のトップである町長からお答えをいただきたいと思えます。

○議長（松浦 求君） 副町長、藤川敏彦君。

〔副町長 藤川敏彦君登壇〕

○副町長（藤川敏彦君） 私で答えられる部分について答えさせていただきます。ちょっと町長でわからない部分がありますので、あと私のほかに総務課長のほうで保険等についてはお答えさせていただきます。先ほどのいろいろ透明性の確保という問題でございました。そしてどういった、事情聴取をしたのだけれども、その成果はあるのかとか、そういった内容だったというふうに伺っております。私たち4業者と別々に事情聴取したわけなのですけれども、皆さん積算等もしっかりやっているとこの話はございました。それで自信はあるというふうな話をしておりました。これ以上なかなか実際の話、入札情報の中では業者名と金額とあったわけなのですが、実際に入札したわけではございませんので、それが本当だったかどうかという問題も含めてちょっと把握できない。実際入札を執行してしまってから合致すれば、まさしく明らかに問題あるというふうには考えますけれども、その辺も含めて判断できなかった部分がございます。

今回誓約書というものを出示していただきました。ちょっとその誓約書の内容について読ませていただきます。「私は、今般の下記業務の競争入札に関し、独占禁止法等に抵触するような不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに今後ともそのような行為を行わないことを誓約いたします。なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察当局に送付されること及び情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、公にされることに異議はありません」というふうな誓約書をそれぞれからいただいております。

そういったことで万が一談合等が発覚した場合には、私たちは、委員会としては、やはり公正取引委員会とか、そしてそれに調査をお願いするとか、捜査権のある、公正取引委員会のほうでは、恐らく明らかに黒だということになれば、警察のほうに告発される形になるかと思えます。非常に重い内容というふうに考えておりますので、しっかり今後対応してまいりたいというふうに考えております。

あとこれがもう少し公明正大な入札するべきではないかというふうな話でございました。地方公共団体の入札につきましては、いろいろ随意契約もございます。一般競争入札等もございますし、指名競争入札もございます。今回の場合は、指名競争入札という立場をとらせていただきました。これは、わかりやすく言えば、こちらのほうから例えば今回のように5業者なり業者指定して、その方々の中で競わせていただくというふうな内容になっております。その地方自治法の施行令の167条の中に指名業者、競争入札ができる要件というのがございます。その中で契約の

性質、目的が一般競争入札に適さない契約をするときというのがございます、規定されております。私たちこれをどう判断するかということでございますけれども、やはりコミュニティバスとか、町民バスというのは、非常に地域に密着した交通機関というふうに考えております。また、地域の雇用を生み出すというふうなことで非常に持っているところどこも含めて東北から、各地から、県内から全部参入してもらって競争入札をするというのは、あと何か問題あったときの即応性といいますか、すぐ対応してくれとか、そういったことを含めてなかなか今まで指名競争入札でやってきたというのが実情であるというふうに考えております。

先ほどちょっと答弁漏れございました。申しわけありません。3年に1回の契約でございます。これは、やはり車輛の準備とか、人員の確保とか、そういうことで単年度契約というのはなかなかできないというふうな事情をもちまして3年契約にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 町長、車両保険何とかかんとかというの、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今総務課長からも確認いたしましたが、これらのバスに関しては、それぞれの業者で責任を持って任意保険に加入していただくというふうな事項、約束事あるそうでございますので、それぞれの企業がどういうふうな会社に入っているか私も存じておりませんが、それぞれの会社がそれぞれの会社を任意に選択するという事は、私はこちらでどうのこうのという話ではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 今答弁いただきましたが、再質問ではありません。要望であります。今の入札に関するのですが、町民からいろいろ指摘されたり、疑念を持たれることがないように極めて努めていただければなど、そう思いますので、しっかりと今後とも対応をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

それで3項目めの最後の項目です。いちい荘建設についての質問をしたいと思っております。実は、きのう同僚議員からいちい荘の建設についての現在の進捗状況についての質問があり、私の通告内容とほとんどとっていいほど重複してしまいました。しかし、通告しておりましたので、せっかくですから私なりに質問させていただきます。それでまず質問の事項、それから質問要旨をあらかじめ通告で出しているわけですから、それにのっとった形でないと、また答弁者側にも迷惑をかけるというふうなことから、いちい荘の昨年6月定例議会においても私も質問させていた

だきましたが、老朽化が進む特別養護老人ホームいちい荘の早期建設の請願が採択され、改めて建設計画についての取り組み等の進捗状況、このことを説明いただきたいと思えますし、また実際に何年度に建設を予定しているのかというのを、きょうの答弁でもはっきりと把握できませんでしたので、このこともあわせてお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 健康福祉課長、於本一則君。

〔健康福祉課長 於本一則君登壇〕

○健康福祉課長（於本一則君） 細谷地議員のいちい荘建設計画についての取り組み等進捗状況を伺うのご質問にお答えいたします。

昨日の茶屋議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、いちい荘は、二戸地区広域行政事務組合の特別養護老人ホームといたしまして建設されました。当町が運営する施設といたしまして昭和51年5月に開設されております。建物は鉄筋コンクリート造り、入所定員は長期入所で50名、短期入所で12名となっています。開設後は、平成12年に当町に移管され、平成21年10月からは軽米町社会福祉協議会に移管されております。議員ご指摘のとおり築後四十余年を経過いたしまして老朽化は目立っているとおりでございます。

質問の建設計画についての取り組み、進捗状況でございますが、いちい荘の建設計画につきましては、現在施設を所有管理、運営している軽米町社会福祉協議会が主体的に建設計画を策定すべきものであります。今年度より定期的に社会福祉協議会と協議を重ねておりますが、いまだ現在の状況では公表できる状況にないということでございまして、きょうお知らせしたとおりでございます。今後とも十分に協議を重ね、町社会福祉協議会の意向、町の支援方法などさらに時間をかけて検討してまいりたいと思っております。

なお、その後建設計画等につきまして公表できる段階となりましたならば、改めてご説明申し上げたいと思っております。

それから、いつ建設の計画になっているかということなのですが、町の過疎地域自立促進計画の中での盛り込みの状況でございます。計画の別表のほうには、これは事業計画、平成28年度から平成32年度という中でございますが、高齢者福祉施設として老人ホームとか老人福祉センター、介護老人保健施設、母子福祉施設の中に仮称総合保健福祉センターということで平成32年度に計画されるとなっております。

なお、老人ホームとは、これは特別養護老人ホームとは限らないものとは存じておりますが、一応計画といたしましては、平成32年度というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 課長のほうから答弁はいただきましたが、再質問したいと思います。

先ほどの答弁、きのうもそうでしたが、先ほどの答弁にもありましたように平成28年度、今年度から町社会福祉協議会と定期的に協議をしながら前へ進めたいという、そして今後の計画は、町社会福祉協議会でいろいろと立ててもらいたいというような答弁でありましたが、実は私は今の定例会には去年の6月の定例会にも一般質問しましたが、その中でもう加速させて、町長のほうでもなお一層加速させながら協議を重ねながらもう実践に向けて進むのだなというようなニュアンス、感じを受けましたが、実際そうでなかったのかなと思っています、今に至っては。もしかしたら来年度、平成29年度の当初予算に建設へ向けて着手する予算計上、そういうのが含まれてくるのかなと期待しておりました。

今課長のほうからも答弁ありまして、さまざまの長期計画といいますか、平成28年度から平成31年までの計画、そして平成32年度をめどにということでしたが、町長は私たちがその施設、老朽化に伴う大変と不便を来している、安全ではない施設、何回となく町長もごらんになっていると思うのですが、こういう施設を目にするとき、なぜ急げないのかということを感じます。町長からその部分について、やっぱり実際はこうなのだと、いろいろ急ぎたいのだけれども、こうなのだというような、例えば今初日、今定例会で即決になりました交流駅、そういう部分もあったりして、いろいろ箱物が重複してくると、財政的な部分、やはりさまざまな部分で一つ一つ片づけていかなければならないのだというふうな部分でしょうか、そういう部分で私から考えれば、福祉政策、社会福祉政策というのは、また交流駅とか、そういうのはまた別に考えていかなければならないと思うのですが、その辺のことをちょっとなぜ急げないのかということ町長から明快な説明をお願いしたいと思います。

それから、建設に当たっては、公設民営化というのですか、公で役場が建物を建て、それで経営のほうは民間に任せるのだというふうな委託する、経営管理のほうは民間に任せるのだというふうなことだと思うのですが、よく使われる言葉に公設民営という言葉がありますが、隣町の例えば葛巻町、そういう部分とか、あと県南のほうの住田町あたりにいきますと、行政で、役場で箱物をつくって、それで受け皿の管理運営を民間の団体に委託する、そういうやり方をやっているというふうなことを聞いていますが、もしだとすれば、軽米でもやっぱり運営主体社会福祉協議会に指定管理として管理運営を委託するというふうな選択、そして町で100%やっぱり出資して、箱物をつくっていくのだというふうなこういう方法でない手っ

とり早く、困難な状況にあると私は思っていますが、この点についていかが感じておられるのか伺いたいと思います。

どのような形で進めるのか、今後実施するために、建設を実現するためにどのような方法、方策、選択肢で進めていこうとするのか。本当は、町社会福祉協議会そのものに建設、準備資金なるものがあれば、それはそれに越したことはないのですが、なかなかこれだっちはっきり言ってないに等しい、そういう部分で町長、建設に向けての具体的に前に進めるためには、どのような形で進めていけばベストなのかということで町長からはっきりとお答えいただきたいと思います。

また、それに関連して、今担当課長のほうからも答弁ありましたが、総合福祉センターのようなものをつくりたいという、仲軽米の旧農業試験場跡地、あそこは土地も広いですし、また県から安く購入するに当たっても、そういう福祉関係の集積をするのだというふうな条件で購入した記憶がありますが、その部分について関連でお聞きしますが、今の軽米町の健康ふれあいセンター、この部分も前にもちらっと話があったように記憶していますが、この健康ふれあいセンターの機能の民間移管ということについては、どのように考えているのかということでお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

また、今現在それこそふれあいセンターで運営している内容というのは、訪問介護、通所介護、訪問入浴介護、居宅介護支援事業などを行っていると思っていますが、こういう業務を移管するには、どのようなハードルがあると考えられるのか、その部分についてもお答えいただければと思いますが、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（松浦 求君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、休憩前に引き続き一般質問をいたします。

さっき細谷地多門君が質問したことをちょっと整理してみます。それで公設民営化の方法もあるがということでしたけれども、それは当局の考え方を、それについて考え方をお答えします。

それから、健康ふれあいセンターの民営化をどのように、話は聞いているけれども、それには大きいハードルがあるのではないかとということで課題は何かというのを質問があったと思います。

〔何事か言う者あり〕

○議長（松浦 求君） その3点。

再開いたします。

それでは、町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地多門議員のいちい荘の公設民営化というようなお話ですが、今考えておりますのは、公設民営というよりは、もう社会福祉協議会、いちい荘が今自主的に基金、新設に向けて毎年基金を貯めていらっしゃいます。ですから、基本はやはりいちい荘建設に関しては、社会福祉協議会が実質的に進めていただいて、場所に関しましては、旧県北分場跡地、その場所になるかと思いますが、町としては無償でそこをお貸しするというふうな形で進めながら、そのほかにまたいろいろ建設に関しまして造成とか、測量とか、さまざまございます。そういったことで4月から協議の中でさまざま進めながらお互いの負担区分と申しますか、持っている部分をきちんと議論しながらそういった形のやり方で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松浦 求君） 民営化の課題、通告にはなかったからなかなかあれかもしれませんが、健康福祉課長、於本一則君。

〔健康福祉課長 於本一則君登壇〕

○健康福祉課長（於本一則君） 細谷地議員の健康ふれあいセンターの民営化の件につきまして答弁させていただきます。

健康ふれあいセンターは、現在議員ご発言のとおり通所介護とか訪問入浴介護、あと居宅介護保険の事業を行っているわけでございますが、平成29年度の当初予算等の編成作業の中で平成29年度、1年かけましてこれらの事業につきまして検討していくということをお話し合っております。具体的には、どうしても職員といえますか、人手不足でうまく対応できないという現実がございます、当然職員の募集もお願いして対応していくわけなのですけれども、1年かけまして、この業務等見直ししながら改善なり、やっていくということでございます。その中での民営化等の議論、検討課題も出てまいろうかと思っております。行政改革大綱の計画の中には、健康ふれあいセンターの民営化という項目も載っかっているわけでございますが、現在そういった検討をしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） ありがとうございます。3回目ですので、最後の質問になります。質問というより要望に近いかもわかりません。今町長からも答弁いただきましたし、またふれあいセンターの部分については、健康福祉課長のほうからも答弁いただきました。町長答弁、わからないでもないですが、現実的に町長、今直営、役場で直営だったそのいちい荘をそれこそ社会福祉協議会に移行してから7年ぐら

いで認識していますが、まだそんな程度ですよ、六、七年、7年かな、浅い時期、この建設に向けた積立金というのは、どうでしょう、順調に進んでいますでしょうか。なかなか金額的にもかなり規模的に資金がかかるという、建物を想定されるわけですから、普通の住宅とは違うわけですから、当然これらの社会福祉協議会自体の建設準備資金がある程度バランスよく建設に向けて有効活用できるだけの金額がいくのを待っていると、なかなか進まないのではないかというふうな。つまりは結論からいきますと、町長の考え方はわかりますが、実質形としては、やはり公設民営でいかざるを得ないのかなと思っていますが、その点。私はちょっと不思議でなりません。私もそれはいいことだと思います。社会福祉協議会という団体がある程度の力があって、蓄えがあって、自力である程度運べるというふうなこと、それは結構な話だと思うのですが、やっぱり実際一日も早く着工、着手ということになると、なかなか現実には厳しいものがあるだろうと。細谷地議員、わけわからない話ししているなと思うかも知れませんが、私は率直に言って、そうではないかなという思いから言っています。

このことは、ちょっと同じ答弁でしょうから、答弁はよろしいですが、私の要望をしゃべって終わりたいと思います。町長ご承知のように、今のいちい荘の場所って非常に日蔭で建物自体の環境には、余り恵まれているほうとは言えない、むしろ厳しい場所にあります。冬場は、特にも寒く、先ほど健康福祉課長の答弁にもありましたように40年以上たっています。41年とか42年とかと、そういう傷みが激しい、また木造よりは耐用年数が多いはずの鉄筋コンクリートなのですが、逆に条件が悪いところに行きますと、冷えが厳しいというような、木造よりさらに居住性が悪いというようなことも言えるのです。そういう部分で町長も公約の柱として毎回選挙公約の中でも上位のほうに社会福祉の充実ということを取り上げていますので、これらの観点からも快適でよりよい居住性のいい空間、施設に入所していただく、このことをお願いして、ぜひとも一日も早い着手、着工を約束していただけないかという要望を私は申し上げて終わりたいと思います。

町長からまたコメントあればお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松浦 求君） 以上をもって本日の一般質問は終了します。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） 次の本会議は3月13日午後2時からこの場で開きます。

これで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時09分）